

# 介護保険

## 介護サービスの利用者負担

介護保険によって介護サービスを利用したときは、原則としてかかった費用の1割を利用者が負担します。

### ▶ 介護保険で利用できる介護サービスには限度額があります

#### 利用限度額

居宅サービス(月額)		
要介護度区分	訪問介護、通所リハビリなど(訪問・通所サービス)	短期入所サービスの利用日数(6ヶ月につき)
要支援	61,500円	7日
要介護1	165,800円	14日
要介護2	194,800円	
要介護3	267,500円	21日
要介護4	306,000円	
要介護5	358,300円	42日

施設サービス(月額)			
要介護度区分	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設
要支援	「要支援」の方は利用できません		
要介護1	302,400円	327,600円	401,400円
要介護2	315,900円	342,600円	414,600円
要介護3	329,100円	357,600円	427,500円
要介護4	342,600円	372,600円	440,400円
要介護5	355,800円	387,600円	453,300円

- 居宅介護福祉用具購入(排泄や入浴に用いられる用具) 1年間 10万円
  - 居宅介護住宅改修費(家庭での手すりの取り付けや段差の解消などの改修) 上限額 20万円
- 上記のサービスは、償還払いです。  
(町に申請書を提出)

※上記の施設サービス費は、介護・看護職員の人員配置によって、施設ごとに多少異なります。  
 ※1ヶ月を30日で換算してあります。  
 ※食費の一部(1日当たり760円程度)は利用者負担となります。

### ▶ 高額介護サービス費の支給

1割の利用者負担が、一定金額(上限額)を超えたときは、その超えた分が払い戻されます。(町に「高額介護サービス申請書」を提出)

#### 利用者負担の上限額(世帯合計)

一般世帯	月 37,200円
住民税世帯非課税者	月 24,600円
住民税世帯非課税で高齢福祉年金の受給者・生活保護の受給者	月 15,000円

